

別表第4

検査項目		包装形態	ロットの大きさ (N)	検体採取のため の開梱数(n)	検体採取量 (kg)	検体数
微生物	特定せず		≦ 150	3	0.3	1
			151 ～ 1,200	5	0.3	1
			≧ 1,201	8	0.3	1
放射線照射	特定せず		≦ 50	2	0.5 ^{※1}	1
			51 ～ 500	3	0.5 ^{※1}	1
			501 ～ 3,200	5	0.5 ^{※1}	1
			≧ 3,201	8	0.5 ^{※1}	1
放射性物質	特定せず		≦ 50	3	1	1
			51 ～ 150	5	1	1
			151 ～ 500	8	1	1
			501 ～ 3,200	13	1	1
			3,201 ～ 35,000	20	1	1
			≧ 35,001	32	1	1
酸価、過酸化物价	特定せず		≦ 50	2	1.5	1
			51 ～ 500	3	1.5	1
			501 ～ 3,200	5	1.5	1
			≧ 3,201	8	1.5	1
添加物	① 均一に分布するもの	特定せず	≧ 1	1	0.3	1
	② 不均一に分布するもの	特定せず	≦ 50	2	0.3	1
			51 ～ 500	3	0.3	1
			501 ～ 3,200	5	0.3	1
農 薬	① 乾燥野菜、乾燥果実、茶 (抹茶を除く)	特定せず	≦ 50	3	0.3	1
			51 ～ 150	5	0.3	1
			151 ～ 500	8	0.3	1
			501 ～ 3,200	13	0.3	1
			3,201 ～ 35,000	20	0.3	1
	② キャベツ (芽キャベツを除く) 及びハクサイ ^{※2}	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの	1
	③ 加工食品 (簡易な加工を除く)	特定せず	≦ 150	3	1	1
			151 ～ 1,200	5	1	1
			≧ 1,201	8	1	1
	④ ①、②及び③を除く	特定せず	≦ 50	3	1	1
			51 ～ 150	5	1	1
			151 ～ 500	8	1	1
			501 ～ 3,200	13	1	1
			3,201 ～ 35,000	20	1	1
畜水産食品 の残留有害 物質等	① 麻痺性貝毒	特定せず	≦ 150	3	0.5	1
			151 ～ 1,200	5	0.5	1
			≧ 1,201	8	0.5	1
	② 下痢性貝毒	特定せず	≦ 150	3	0.5 ^{※3}	1
			151 ～ 1,200	5	0.5 ^{※3}	1
			≧ 1,201	8	0.5 ^{※3}	1
	③ フグ混入	特定せず	≦ 150	3	1尾(ピース)を1検体として、各カートンより2尾を採取する	6
			151 ～ 1,200	5		10
			≧ 1,201	8		16
	④ 乾燥海藻類	特定せず	≦ 150	3	0.3	1
			151 ～ 1,200	5	0.3	1
			≧ 1,201	8	0.3	1
パツリン ^{※4} 及びDON	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	≦ 150	3	0.5	1
			151 ～ 1,200	5	0.5	1
			≧ 1,201	8	0.5	1
			≦ 280	32	1	1
			281 ～ 500	50	1	1
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	501 ～ 1,200	80	1	1
			1,201 ～ 3,200	130(65×2)	2 (1×2)	2
			≧ 3,201	210(70×3)	3 (1×3)	3
	③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≦ 50	2	0.5	1
			51 ～ 500	4(2×2)	1 (0.25×2)×2	2
			≧ 501	6(2×3)	1.5(0.25×2)×3	3
			≦ 50	2(2×1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあっては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1
			51 ～ 500	3(3×1)		1
			501 ～ 3,200	6(3×2)		2
			≧ 3,201	9(3×3)		3

※1：水産物（しゃこ）にあっては 1 とする。 ※2：千切り、乱切り等、細切したものを除く。 ※3：しじみ等のむき身 1 個体あたりの重量が10g未満の二枚貝にあっては 0.25 とする。 ※4：パツリンは、②又は③の方法による。

※穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。
ア. サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取
サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。
イ. はしけにおける検体採取
任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。
ウ. コンテナにおける検体採取
任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。